

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 19 号

函館市公民館条例の一部改正について

函館市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公民館条例の一部を改正する条例

函館市公民館条例（昭和 48 年函館市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「函館市亀田公民館 函館市富岡町 1 丁目 18 番 3 号
函館市戸井公民館 函館市浜町 290 番地 1」 を

「函館市亀田公民館 函館市富岡町 1 丁目 18 番 3 号」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 9 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項中「（函館市戸井公民館の利用者を除く。次項において同じ。）」を削り、同条第 4 項を削る。

第 10 条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条第 2 項を削る。

第 11 条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条第 2 項を削る。

第 16 条第 1 項中「函館市公民館および函館市亀田公民館」を「公民館」に改め、同条第 2 項第 1 号中「函館市公民館および函館市亀田公民館に係る」を削り、同項第 2 号および第 3 号中「函館市公民館および函館市亀田公民館」を「公民館」に改める。

別表 3 を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

戸井公民館を廃止するため